

## 新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金交付要綱

制 定 令和5年8月4日

改 正 令和5年10月23日

発行人 一般社団法人新潟県LPガス協会

### （概要及び目的）

第1条 一般社団法人新潟県LPガス協会（以下、協会）は、国際情勢等を背景としたエネルギー価格高騰が長期化する中、LPガス料金高騰の影響を受ける生活者等を支援することを目的に、LPガス販売事業者の申請に基づき、新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金（以下、補助金）を予算の範囲内で交付する。

### （定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、LPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金交付要綱において使用する用語の例によるものとする。

### （事務局）

第3条 本事業における補助金の交付等に係る事務を遂行するため、協会に当該補助金事務局（以下、事務局）を置く。

### （補助対象者及び値引き対象期間）

第4条 補助金の交付申請を行い、その交付決定通知を受領したLPガスの販売事業者（以下、補助対象者）は、自己の末端ユーザーである支援対象者（以下、LPガス一般家庭等消費者）のLPガス料金について、次の内容により請求額から値引きを行うものとする。なお、新潟県外に販売所を有するLPガス販売事業者であって、新潟県内の消費者にLPガスを供給している場合も補助対象者となる事が出来る。

●値引き内容 LPガス一般家庭等消費者を対象とし、1,000円を令和5年9月使用分及び令和5年10月分から、400円を令和5年11月分から値引く（いずれも税抜き）。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為を防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
- (2) 国税及び県税に未納がある者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨、目的に照らして知事が特に除外すべきものと認める者

### （補助対象経費及び補助率）

第5条 補助対象経費及び補助率は、次の定めるものとし、知事が必要かつ適当と認めたものとする。

●補助率は、LPガス料金の値引きの原資とし、10/10

●補助対象経費はLPガス販売事業者の事務経費として、@150円/世帯×一般家庭消費世帯数とする。なお、世帯数はガスメーターを含む供給設備数でカウントする。

(申請及び交付の決定)

- 第6条 補助金の交付を受けようとするLPガス販売事業者は、新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金交付申請書(様式1号)に関係書類を添えて、令和5年9月8日までに事務局に提出し、交付決定を受けなければならない。
- 事務局は、前項に規定する申請書を受理した際は、その内容を審査し、適当と認められる時は交付決定を行い、速やかに交付決定通知(様式2号)により補助対象者に通知する。
  - 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することが出来る。

(事業内容の変更等)

- 第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた補助対象者が、実施事業の内容(世帯数の3割以上の増減に限る。)を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援変更(中止)申請書(様式3号)を事務局に提出しなければならない。
- 事務局は、前項の規定による申請書の提出があった際は、その内容を審査し、適当と認める時は変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(様式4号)により補助対象者に通知する。
  - 第1項の規定による中止申請を事務局が受理した際は、第6条第2項の規定による交付決定の効力は失効する。

(補助金の実績報告)

- 第8条 補助対象者は、第4条第1項に規定する値引きの実施を完了した時は、新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金実績報告書(様式5号)に指定の関係書類を添えて事務局が別に定める期日までに事務局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

- 第9条 事務局は、前条の規定による報告書を受理した際は、その内容を審査し、適当と認められた時は、補助金の額を確定し、速やかに額の確定通知書(様式6号)をもって通知する。
- 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することが出来る。

(申請の取り下げ)

- 第10条 補助対象者は、前条の通知書の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする時は、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。
- 前項に規定による申請取り下げの書面を事務局が受理した時は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付、精算払い)

- 第11条 事務局は、第9条の規定による通知書を補助対象者に送付した時は、当該補助対象者に補助金を交付し、精算する。
- 事務局は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 事務局は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた時は、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することが出来る。この場合において、既に交付金が交付されている時は、事務局は、その全部又は一部の返還を求めることが出来る。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反した時。
- (2) 事務局に報告した書類に虚偽の記載があった時。
- (3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があった時。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務に関する法令違反など、補助対象者として相応しくないと認められる時。

(関係種類の保管)

第13条 補助対象者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を、協会の要求があったときは閲覧させなければならない。

(概算払)

第14条 補助対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、LPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金概算払請求書(様式7号)により、協会に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事と協議のうえ、事務局が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。